## 板橋区学校保健会規程

## (設置)

第1条 学校教育における児童・生徒並びに職員の健康・安全の保持増進に資するため、 板橋区学校保健会(以下「保健会」という。)を置く。

## (協議事項)

- 第2条 保健会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。
  - (1) 学校保健に関する企画並びに実践
  - (2) 保健衛生思想の普及啓発
  - (3) 学校保健に関する調査・研究及び助言
  - (4) 学校保健についての指導と協力
  - (5) 学校保健関係機関との連絡・情報交換・協調
  - (6) その他目的達成に必要な事項

## (組織)

第3条 保健会の構成員は、別表の職にある者とする。

#### (会長及び副会長)

- 第4条 保健会に会長1名及び副会長5名を置き、委員の互選により選出する。
  - 2 会長は協議会を代表し、会議を主宰する。
  - 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

#### (会 議)

- 第5条 保健会の会議は、会長が招集する。
  - 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

## (部 会)

- 第6条 保健会に部会を置くことができる。
  - 2 部会は、会長があらかじめ保健会に同意を得て指名した者をもって構成し、特定の事項について協議する。

#### (その他関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、保健会の承諾を得て委員以外の者を会議に出席させ 意見を聞くことができる。

## (庶 務)

第8条 保健会の庶務は、教育委員会学務課で処理する。

#### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- この規程は、昭和49年3月23日から施行する。
- この規程は、昭和55年12月1日から施行する。 (第3条一部改正)
- この規程は、昭和59年5月10日から施行する。 (第2条、第3条、第4条一部改正)
- この規程は、昭和62年6月2日から施行する。 (第3条、第7条一部改正)
- この規程は、平成4年5月26日から施行する。 (第3条一部改正)
- この規程は、平成10年5月1日から施行する。 (第3条一部改正)
- この規程は、平成12年12月1日から施行する。 (第2条、第3条、第6条、第7条、第8条、第9条一部改正)
- この規程は、平成14年10月1日から施行する。 (第2条、第3条、別表一部改正)
- この規程は、平成15年5月1日から施行する。 (別表一部改正)
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、別表一部改正)

# 別 表

## 板橋区学校保健会の構成員

板橋区教育委員会教育長	1	名
板橋区医師会学校医会会長	1	名
板橋区医師会学校医会副会長	3	名
板橋区学校歯科医会会長	1	名
板橋区学校薬剤師会会長	1	名
板 橋 区 保 健 所 長	1	名
小学校校長会会長	1	名
中学校校長会会長	1	名
小学校保健研究部長	1	名
中学校保健研究部長	1	名
小学校体育研究部長	1	名
中学校体育研究部長	1	名
小学校養護教諭代表	2	名
中学校養護教諭代表	2	名

計 18 名